

# 昭和学院短期大学学生会規約

## 第1章 総則

第1条 本会は昭和学院短期大学学生会と称する。

第2条 本会の事務所は、昭和学院短期大学学生センター棟内に置く。

第3条 本会は会員の自主的精神に基づき自主的に運営され、学生生活の充実向上および学生相互の協力を図り、学風を推進させ学生の総意を実現することを目的とする。

## 第2章 学生会の組織

第4条 本会は昭和学院短期大学の学生全員を会員とする。

第5条 本会は前章第3条の目的を達成するために下記の機関を置く。

1. 学生総会
2. 代表委員会
3. 真間祭実行委員会
4. 体育祭実行委員会

## 第3章 会員の権利と義務

第6条 全ての会員は学生活動に参加する権利と義務を有し、本会会則および学生総会の決定事項に従う義務を負う。

第7条 全ての会員は、本会運営のために会費納入の義務を負う。

第8条 全ての会員は、クラブに所属する権利がある。

## 第4章 学生会の機関

### 第1節 学生総会

第9条 学生総会は学生の総意を表明する本会の最高機関であり、全会員をもって構成される。

第10条 学生総会は、次の場合に、会議の目的を明示し会長が召集する。

1. 定期総会（12月）
2. 臨時総会
  - 1) 会員の5分の1以上の要求があった場合
  - 2) 執行部役員会・委員会の要求があった場合

第11条 1. 学生総会は、全会員の過半数以上の出席を必要とする。（ただし、委任状

を含む)

2. 議決は出席者の過半数で決定し、なお賛否同数の場合は議長が決定する。

第12条 学生総会は次の事項を議決する。

1. 活動報告および方針
2. 予算の議決および決算の承認
3. 規約改正
4. 執行部役員を選出
5. その他、学生生活に関する重要事項

## 第2節 代表委員会

第13条 各クラス委員により構成される。

第14条 代表委員会の委員長は、原則として学生会会長とする。

第15条 代表委員会で行うことは次の通りとする。

1. 予算案および決算案の作成
2. 活動方針および計画案の作成
3. 1.2 の他学生総会で審議されるべき事項の原案作成
4. その他、必要事項の審議決定

第16条 本会の執行部役員は次の通りとする。

1. 会長 1名
1. 副会長
1. 庶務
1. 書記
1. 会計
1. 総務

## 第3節 真間祭実行委員会

第17条 真間祭実行委員会は、学生会委員により構成される。

第18条 真間祭実行委員会は、真間祭および関連行事の運営機関であり、委員長1名、副委員長1および実行各委員をもって構成される。

第19条 真間祭実行委員会は、よりよい学園祭を推進することを任務とする。

## 第4節 体育祭実行委員会

第20条 体育祭実行委員会は、学生会委員により構成される。

第21条 体育祭実行委員会は、体育祭および関連行事の運営機関であり、委員長1名、副委員長1および実行各委員をもって構成される。

第22条 体育祭実行委員会は、よりよい体育祭を推進することを任務とする。

附則 この学生会規約は平成23年4月1日より施行する。